

犬山市全国大会等出場者激励垂幕揭示要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、個人又は団体がスポーツ又は文化活動の全国大会等に出場するに当たり、その功績を称え、激励するための垂幕の揭示に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、犬山市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱（平成9年要綱第8号。以下「スポーツ激励費支給要綱」という。）第2条に規定する全国大会等及び犬山市文化芸術活動全国大会等出場者激励費支給要綱（平成30年要綱第1号。以下「文化芸術激励費支給要綱」という。）第2条第1項に規定する全国大会等をいう。

（垂幕の対象者）

第3条 垂幕の揭示の対象となる者は、スポーツ激励費支給要綱又は文化芸術激励費支給要綱に基づく激励費（以下単に「激励費」という。）の支給対象となる者とする。

（垂幕揭示の希望）

第4条 垂幕の揭示を希望する者（以下「出場者」という。）は、激励費の支給に係る申請書にその旨を記載するものとする。

（垂幕の記載事項）

第5条 垂幕には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、垂幕の記載箇所に収まらない場合は、記載する事項を削るものとする。

- (1) 大会名
- (2) 所属
- (3) 氏名（団体にあつては、団体名）
- (4) その他出場する全国大会等に関する事。

（垂幕の揭示等）

第6条 垂幕の揭示は、経営部総務課長と協議の上、垂幕の作成後速

やかに当該垂幕に係る全国大会等の終了後おおむね1月を経過する日まで犬山市役所本庁舎市民交流ロビーにおいて行うものとし、その管理は、犬山市教育委員会において行う。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する

2～5 略